平成２６年（フ）第５７２５号
千葉県我孫子市柴崎台２丁目10―２―203
向山コーポＣ棟
債務者　中村　　勲
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７５８号
東京都足立区千住柳町11―７―203
債務者　村上久一郎
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６０号
東京都八王子市小比企町533―１―101
債務者　日下　博志
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６１号
東京都江戸川区西葛西７丁目16―７―202
債務者　坂原　栄子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７６３号
千葉県市川市関ケ島10―２―201　ジュネパレス市川42
債務者　矢島　　意
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７７１号
東京都足立区栗原４丁目22―15―102
債務者　渡邊　千恵
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７８３号
東京都江戸川区南葛西２丁目18―21―101
債務者　久保野谷建次
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７８４号
東京都江戸川区南葛西２丁目18―21―101
債務者　久保野谷和美
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７８７号
東京都目黒区緑が丘１丁目５―１―304
債務者　桑原　達広
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９１号
東京都品川区南大井６丁目19―９―506
債務者　梅溪　紀之
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９３号
東京都品川区旗の台２丁目９―18―306
債務者　小黒　　昭
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５７９８号
東京都墨田区業平４丁目５―10　グループホーム業平あやめ
債務者　深瀬　弘志
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８０５号
東京都世田谷区砧３丁目21―３
債務者　慶山　智子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１２号
東京都中野区江古田４丁目25―11―103
債務者　原寺　　愛
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１３号
東京都八王子市大和田町３丁目21―９―202
債務者　久保田由起子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５８１５号
東京都足立区梅田６丁目20―18　梅田ビューコーポ２号棟207
債務者　石川雄一朗
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部